

京都橘大学研究活動における倫理指針

(2009年8月1日制定)
最近改正2015年3月3日

京都橘大学（以下「本学」という。）は、教育・研究機関として真理の探究と社会の発展に貢献する。すなわち、学問研究を通して諸科学の進歩を期すとともに、世界の平和を希求し、人々の福祉に関わる課題を解明する。と同時に、それら研究の成果をもとに、学生・大学院生を教育するとともに、それら成果を広く社会に還元する。本学はとくに、これら研究と教育が、従来への慣習にとらわれることなく、研究者自身の学問的良心にもとづき、自由に行われることを保障する。

本学の研究者および事務職員等は、研究、教育および社会貢献が大学の責務であることを自覚し、主体的かつ自律的にその責務を果たさなければならない。また、研究が学問的良心にもとづき誠実に行われ、研究プロセスにおいて研究協力者および研究者自身の尊厳や人権が十全に保護され、それらが侵害されることのないよう、高度にして確固たる倫理観を共有しなければならない。

本学の学問研究が適正に行われ、社会の信頼に応えられるよう、本学の研究者および事務職員等が不断に自覚し遵守する規範として、ここに「研究活動における倫理指針」を定める。

本指針において「研究者」は、本学の教員のみならず、本学において研究活動に従事する者すべてを指し、学部・大学院の学生であっても、研究に関わるときはこれに準じ、「研究者」に含める。また、「事務職員等」は、本学において研究費の運営・管理に関わるすべての事務職員等（非常勤雇用者を含む）を対象とする。

（責務）

- 1 研究者は、大学教員および研究者として、真理の探究、世界の平和、人々の福祉と社会の発展、質の高い教育の実現をめざして真摯に努力する。
- 2 事務職員等は、研究者と協働して前項に掲げる事項の実現をめざして真摯に努力する。

（行動）

- 3 研究者は、社会から負託された責務を自覚し、学問的良心と信念に従って、誠実に公正に行動する。
- 4 事務職員等は、適切な研究費の運営および管理の必要性を常に銘記し、誠実に公正に行動する。

（自己の研鑽）

- 5 研究者は、自己の専門分野の発展のために、常に自己の知識や能力について研鑽を行う。
- 6 事務職員等は、適切な研究費の運営および管理のために、常に自己の知識や能力について研鑽を行う。

（研究の公開と説明）

- 7 研究者は、自らが携わる研究の意義と結果を積極的に公開し、中立性、客観性をもって説明するとともに、社会との建設的対話を築くように努める。

（研究環境の整備）

- 8 研究者は、公正で自由な研究環境の確立・維持が研究者各自の責務であることを自覚し、科学コミュニティおよび所属する組織の研究環境の質的向上に積極的に努める。

（規範の遵守）

- 9 研究者および事務職員等は、国内外において認められた法令を含む諸規範および本学の諸規程を遵守する。

（若手研究者の育成）

- 10 研究者は、日常的に、若手研究者が自立した研究活動を遂行できるよう、研究室運営のノウハウを修得させ、また自ら研究代表者として外部資金を獲得できるようにするために、適切な支援、助言等を積極的に行う。

（研究データの管理）

- 11 研究者は、一定期間研究データを保存せずに、故意に破棄したり、不適切な管理により紛失してはならない。また、研究データは必要な場合に開示しなければならない。

（研究協力者などへの配慮）

- 12 研究者は、当該研究において、研究協力者および研究対象組織の尊厳や基本的人権を尊重する。
(他分野の研究者への敬意)
- 13 研究者は、異なる分野の研究、研究者に敬意をはらい、理解に努めるとともに、自己の研究に対する学問的批判に謙虚に対応する。
(共同研究者の尊重)
- 14 研究者は、共同して研究する人々が対等であることを理解し、その立場を尊重するとともに安全に配慮する。
(研究指導における配慮)
- 15 研究者は、学部学生・大学院生の研究指導に際しては、指導を受ける者が不利益を被らないように十分配慮する。
(利益相反への配慮)
- 16 研究者は、研究における公共性や研究に伴う利益相反に十分考慮し、社会の信頼が得られるようにする。
(不正行為の排除)
- 17 研究者は、研究の全プロセスにおいて不正行為がないよう行動するとともに、研究費を適正に使用する。
- 18 事務職員等は、研究者による研究活動における不正行為や研究費の不正使用に加担しないとともに、研究機関は不正行為や不正使用を根絶するための体制を整備する責任を有する。

附則 本指針は、2009年8月1日から施行する。

附則 本指針は、2015年4月1日から施行する。